

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に関する意見書

国においては、本年6月29日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定され、今後、詳細な検討を行い2013年から新制度の施行を目指すとされている。

この「新システム」は、市区町村の保育実施義務をなくし、保育所入所を保護者と保育所との間の公的保育契約制度にするとともに、民間企業を含む多様な業者の参入を促進するために、「認可制度」を「指定制度」にするものであり、まさに、保育を産業化させようとするものである。

市区町村の保育実施義務がなくなることから、保育所を探し、保育所と契約を結ぶのは保護者の自己責任となること、保護者は市区町村に認定された保育上限量の範囲内で保育所を利用し、これを超えた保育所の利用は保護者の応益負担となること、市場原理の導入により保育所が福祉から利益追求の場になるおそれがあることなどから、保護者の負担は増大し、家庭の経済的理由から保育所を利用できなくなる子どもたちが多数出ること懸念される。

よって、本市議会は、政府に対し、今後の保育制度改革に当たっては、すべての子どもたちの健やかな育ちを保障し、子育て支援や保育環境を拡充していくために、下記事項を強く求めるものである。

記

- 1 国及び市区町村の公的保育責任を大きく後退させる「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度ではなく、児童福祉法第2条及び第24条により国及び市区町村の保育の実施が明確に義務づけられている公的保育制度を堅持、拡充すること。
- 2 財源確保を初め国の責任において緊急に認可保育所を整備し、待機児童の解消を図ること。
- 3 規制緩和や待機児童解消の名のもとに児童福祉施設最低基準を後退させないこと。
- 4 国には「子ども・子育て会議」が設置されたが、市区町村においては住民参画による「子ども・子育て会議」の設置を義務づけること。
- 5 保育所運営費の当該保育所以外への充当制限を存続させること。
- 6 金銭給付（利用券）により利用者が市場から保育サービスを購入する仕組みは、公的保育制度の解体につながるため現物給付（保育環境整備）を堅持すること。
- 7 格差社会の拡大という深刻な社会情勢下にあつて、児童虐待や子どもの貧困問

題など社会福祉としての命のセーフティネットとしても保育所の役割が大きくなっている。市区町村機能の重要な一環として地域の子ども・子育て支援全体の軸に公的保育所を位置づけ、社会福祉施設の機能を強化するとともに、地域における基幹的役割を果たせるようにすること。

- 8 「新システム」の詳細設計に当たっては、拙速な実施は避け、現場実践が制度設計に生かせるよう十分な検討機会を確保すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月20日

三鷹市議会議長 田 中 順 子